

埼玉県訓令第第八号

訓令

本庁
地域機関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）の一部を次のように改正する。
別表埼玉県農林総合研究センター何研究所長印の項を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。